

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成18年9月20日

2. 認定事業者名 株式会社山口銀行、株式会社もみじホールディングス、
株式会社もみじ銀行

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

株式会社山口銀行と株式会社もみじホールディングスは、それぞれの得意分野や市場における強みを活かし、相互に営業基盤や業務を補完し合うことによって、よりスピーディに経営力・競争力を高め、経営基盤を一層充実することを目的として、共同持株会社である「株式会社山口フィナンシャルグループ」を設立し、経営統合を行うこととした。

経営統合による事業再構築の目標は、①地域を超えた最高のサービスの提供、②経営基盤の安定化、③持株会社による経営管理の一元化、④経営の効率化としている。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

平成21年3月期には平成18年3月期との比較において、従業員1人当たりの付加価値額が、11.6%上昇すると見込んでいる（株式会社山口銀行及び株式会社もみじ銀行の合算ベース）。

4. 認定事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

① 中核的事業

地元中堅・中小企業取引及び個人取引

② 選定理由

株式会社山口銀行及び株式会社もみじ銀行は、それぞれ山口・広島県を主要営業地盤とする地域金融機関として、従来より、地元の中堅・中小企業及び個人のお客さまを主要顧客として、総合的な金融サービスの提供及び地域経済の活性化に努めてきた。経営統合後も、引続きこれらのお客さまとの取引を最も大切にし、より高品質かつ利便性の高い金融サービスを提供していく方針としている。

このような理由から、「地元中堅・中小企業取引及び個人取引」を中核的事業と位置付け、さらなる経営基盤の強化、収益力の向上等を図っていくとしている。

(2) 事業再構築を行う場所

株式会社山口銀行	: 下関市竹崎町4丁目2番36号
株式会社もみじホールディングス	: 広島市中区胡町1番24号
株式会社もみじ銀行	: 広島市中区胡町1番24号

株式会社山口フィナンシャルグループ：下関市竹崎町4丁目2番36号
(平成18年10月2日設立)

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容
別表のとおり

(4) 事業再構築の開始時期及び終了時期
事業再構築の開始時期：平成18年10月
事業再構築の終了時期：平成21年 3月

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数（平成18年3月末実績）

株式会社山口銀行 2,793人

株式会社もみじ銀行 2,321人

※ 持株会社の従業員は、全員銀行からの出向。

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数（平成21年3月末計画）

株式会社山口銀行 2,580人程度

株式会社もみじ銀行 2,100人程度

※ 持株会社の従業員は、全員銀行からの出向。

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数（平成21年3月末計画）

株式会社山口銀行 2,580人程度

株式会社もみじ銀行 2,100人程度

(4) (3)中、新規採用される従業員数

株式会社山口銀行 300人程度

株式会社もみじ銀行 200人程度

(5) 事業再構築に伴い出向又は解雇される従業員数

平成18年10月予定（持株会社設立時）出向108人程度、解雇予定なし

株式会社山口銀行 70人程度

株式会社もみじ銀行 38人程度

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>事業の構造の変更</p> <p>株式移転による中核的事業の開始、拡大または能率の向上</p>	<p>○ 株式移転による株式会社山口銀行及び株式会社もみじホールディングス共同での持株会社の設立。</p> <p>(1) 新設会社 商号：株式会社 山口フィナンシャルグループ 住所：下関市竹崎町4丁目2番36号 代表者：取締役社長 福田 浩一 設立日：平成18年10月2日 資本金：500億円</p> <p>(2) 株式移転を行う会社 商号：株式会社 山口銀行 住所：下関市竹崎町4丁目2番36号 代表者：取締役頭取 福田 浩一 資本金：100億円</p> <p>商号：株式会社 もみじホールディングス 住所：広島市中区胡町1番24号 代表者：取締役社長 森本 弘道 資本金：410億円</p> <p>(3) 株式移転比率 1（山口銀行）：170（もみじホールディングス）</p>	<p>租税特別措置法第80条（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>
<p>事業革新</p> <p>第2条第2項第2号ハ</p>	<p>○ グループの経営体制及び経営戦略</p> <p>(1) 山口フィナンシャルグループ 今回の山口銀行ともみじホールディングスとの経営統合は、「隣接する地域金融機関同士の統合という新たなビジネスモデルの誕生」と考えており、山口銀行及びもみじ銀行のブランドをそのまま活かしながら、お互いの得意分野やノウハウを共有・補完できるといった持株会社方式の特長を最大限に活用し、そのメリットを具現化する。</p> <p>① 新たに設立する山口フィナンシャルグループに内部統制機能、戦略企画機能、財務・経理機能、広報機能等を集中することで、山口銀行、もみじ銀行及びグループ企業の経営企画・管理体制を一元化し、グループ全体の最適な経営戦略の立案と経営資源の迅速かつ効率的な配分を行う。</p>	<p>租税特別措置法第80条（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
	<p>② 山口銀行及びもみじ銀行は、「営業」を中心とする業務運営に特化することとし、山口フィナンシャルグループで決定された営業推進・リスク管理等に係る基本方針のもと、最も効果的な営業活動を展開し、リスクの抑制を図りながら収益の極大化を目指していく。</p> <p>③ 山口銀行及びもみじ銀行は、それぞれの営業地盤において地元行として長い歴史とブランドを確立しており、山口銀行は中堅企業取引や国際業務に強みを持ち、もみじ銀行はリテール取引に強みを持っている。</p> <p>持株会社方式により、これまでどおり両行のブランドを維持することで、それぞれの地域特性・顧客特性ごとの強みを活かしながら、相互に業務を補完する営業体制の構築が可能となり、スケールメリットとシナジー効果を同時に追及していく。</p> <p>(2) 山口銀行及びもみじ銀行</p> <p>山口銀行及びもみじ銀行は、お互いの連携の下、下記の取組みを中心として、顧客基盤の拡充を図る。その過程において、山口銀行が培ってきた中堅企業取引のノウハウと、もみじ銀行が培ってきたリテール取引のノウハウを補完し合うことで、シナジー効果を最大限に高めていく。</p> <p>① お互いの連携を強化し、ノウハウを共有することにより、もみじ銀行の取引先に対しては、シンジケートローンなど中堅企業向けの取引強化が期待できるほか、山口銀行の取引先に対しては、住宅ローンの推進などリテール取引の強化が期待できる。この他にも、中小事業者向けローン商品の開発・推進における連携等により、地域の中堅・中小企業及び個人のお客さまに対する貸出取引を強化するとともに、収益力の向上を図っていく。</p> <p>② 経営統合を機に、両行間のATM相互入金や、個人キャッシュカード及びインターネットバンキングによる両行間の振込手数料の無料化等を実施するなど、お客さまに最高の利便性と満足を提供することにより、顧客基盤をさらに拡充し、両行の収益力を一段と高める。</p> <p>③ 山口銀行及びもみじ銀行が保有する豊富な情報やお客さまのニーズを最大限有効に活用し、引き合わせることで、より広域かつ多様な層のお客さま同士の間で、ビジネスマッチング、M&Aの仲介等を行うなど、付加価値の高い金融サービスを提供していく。</p> <p>④ 預金商品、ローン商品、投資信託など、両行共同での商品・サービスを積極的に導入することや、商品等の企画・推進において、両行が培ってきたノウハウを補完し合うことで、様々なお客さまの幅広いニーズにマッチし</p>	

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
	<p>たより高品質の商品・サービスを提供していく。</p> <p>⑤ 中国をはじめとする東南アジアにおける山口銀行の店舗(釜山・青島・大連支店、香港駐在員事務所)や情報網等のネットワークを有効に活用することにより、山口銀行の取引先に加え、もみじ銀行の取引先に対する海外進出支援(合弁会社設立のサポート、現地通貨建ての融資、弁護士等の現地専門家の紹介等)や現地情報の提供等を行い、環黄海地域を営業エリアとする「アジアに強い金融グループ」を目指す。</p> <p>○ 以上の取組みにより、「役務(金融サービス)提供の著しい効率化」を実現する。</p> <p>○ 具体的な数値基準として、平成21年3月期の「業務粗利益1円あたりの経費(山口銀行・もみじ銀行合算ベース)」を平成18年3月期との比較において5.1%低減させる。</p>	